

坂本内閣府特命担当大臣（地方創生） 記者会見要旨

日時：令和3年1月15日（金） 11:13 ～ 11:26

場所：中央合同庁舎第8号館1階S101・S103 会見室

（冒頭発言）

「法人農地取得事業」に関する国家戦略特区諮問会議決定についてであります。兵庫県養父市におきまして活用されております「法人農地取得事業」に係る特例措置について、1月15日に持ち回りで国家戦略特区諮問会議を開催し、配付資料のとおり決定いたしました。

国家戦略特区における規制の特例措置は、閣議決定された国家戦略特区基本方針に基づき、「その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていく」ことになっています。この評価は国家戦略特区区域会議が行い、特区諮問会議で調査審議を行うこととなっており、特段の弊害がない特例措置は全国展開することが原則であります。

本特例措置は平成28年の創設以来、これまでに養父市において活用され、農業の6次産業化による地域経済の活性化や、スマート農業実証事業による新たな中山間地域における農業モデルを構築し、雇用を増やすなどの成果を上げており、特段の弊害は生じていません。したがって、原則に基づけば、他地域でのニーズ調査などを要さず、全国展開すべき段階にあります。

他方で、国家戦略特区における規制の特例措置が原則として全国10区域の国家戦略特区全てにおいて活用可能であるのに対し、本特例措置は、例外的に制度上、対象区域が養父市1か所に限定されています。今般、本特例措置については、国家戦略特区全てにおいて活用可能にする段階を経ず、一挙に特区区域以外を含む全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行うことといたしました。

このため、本特例措置については、例外的にその「ニーズと問題点の調査を特区区域以外において来年度中に実施をし、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う」ことを決定したものです。

今回実施予定の調査は、特区制度本来の趣旨と異なる例外措置です。したがって、全国10区域の国家戦略特区全てにおいて活用可能な通常の特例措置を全国展開する際に、このような調査を行うことを前例とすることはあり得ません。

また、本特例措置は国家戦略特区法において本年8月末までの時限的な特例措置とされていることから、現時点でその扱いを決定する必要があります。このため、本「特例措置の期限を2年間延長することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う」ことを決定したものです。

引き続き、国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開を含め、規制改革に全力で取り組んでまいります。

(質疑応答)

問： 養父市の特例についてなんですけれども、2年間延長されて来年度中に問題点やニーズを調査されるということですが、この調査が全国展開を前提にしたものなのかどうかをお願いします。

答： 今回の決定文書は全国展開を前提にしたものではありません。あくまでもニーズと問題点の調査を実施し、その結果に基づいて調整をするということを決定したものであります。

問： 今の質問に関連してなんですけど、調査というのはどのようなものを対象にした調査になって、いつごろからいつごろまで対象にしていらっしゃるのでしょうか。

答： 実際は、特例措置の期限が切れます。それから、延長法案があります。その法案が出てからどのくらいになるかわかりませんが、1年かかるかどうかかわかりませんが、調査を実施すると。その調査が自治体を中心にやるのかどうするのか。これはこれから農林水産省と協議をしていかなければいけないというふうに思います。

その調査そのものについては、主体は農林水産省の方で行うというふうに思いますけれども、内閣府としても農林水産省と協議をしながら、農林水産省に様々な意見を言いながら、今後進めてまいるということになると思います。

問： 今の関連なんですけれども、冒頭の発言の中で、今回のこの養父市の特殊性について御説明がありましたけれども、調査の対象というのは既に特例措置のある地域なのか、あるいはそれを越えた対象なのかということと、もう1点、法案を早期に提出するというのが、調査に関するものと特例の延長について2点ありますけれども、これはいずれも18日から始まる通常国会でということでしょうか。

答： まず、調査対象ですけれども、これは最終的には農林省の方でど

ういうふうにするか決めると思いますが、全国的な、10の特区だけではなくて、それ以外の地域も含めた調査になるというふうに考えております。

それから、後者の点については、今国会に特例の延長法案を提出するということでもあります。

問： 養父市のことに関して、2年延長という判断について伺いたいんですけども、これまでの5年間でやってきたものを2年と短くした理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

答： これまでと同じように、5年間延長するというのではなくて、できる限り早く結論を出していこうということで、2年間というふうにいたしました。2年間の中で調査も行っていく。その調査を行うに当たっては1年もしくは2年が適当であろうということで、その間に特例措置というのを延長するということであるならば、2年間が一番適切な期間ではないかというような考え方から、2年間というふうにしたところです。

(以上)